**個別支援計画について（障害児支援）**

**１　令和元年度実地指導指摘内容**

（実施した施設・事業所に対する指摘のうち、障害児支援に関する項目）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 主な指摘内容 |
| **個別支援計画の作成** | **→下記２（１）参照** |
| 虐待防止に関する体制整備 | 研修が実施されていない・対応について定めがない・体制について周知ができていない |
| 苦情解決 | 受付者・責任者が同一人物  連絡先が周知されていない |
| 事故発生時の対応 | 市や県に報告がされていない・遅い  対応について定めがない |
| 身体拘束の禁止 | やむを得ず行うときの手続きが正しく行われていない  行った際の記録がない |

障害児支援に関する確認項目の中で、文書指摘・口頭指摘ともに最も指摘数が多かったのが個別支援計画の作成の項目でした。

**２　個別支援計画について**

（児童発達支援計画・放課後等デイサービス計画・保育所等訪問支援計画・入所支援計画）

**（１）令和元年度　主な指摘の内容**

個別支援計画

　・利用を開始しているにもかかわらず、計画の作成がなされていない。

・アセスメント、モニタリングに当たって、児童発達支援管理責任者が保護者及び障害児に面接したことが確認できない（記録がない）。

　・ 計画の作成・見直しに係る会議を開催していない、又は開催したことが確認できない。

（会議録がない）。

　・説明交付の際に、保護者のみにしか説明していない。計画を交付していない。

　・6月に1回以上の計画の見直しを行っていない。（記録がない。）

　・身体拘束が必要な利用児の計画に、必要事項（拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由等）が盛り込まれていない。

特に、アセスメントやモニタリングの記録がなく、実施したことが確認できないところが多くありました。実施者や実施日の記載漏れもみられました。

また、計画策定会議の会議録がなく、確認ができないものも多くみられました。

いま一度確認を！

**（２）個別支援計画未作成減算**

個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、障害児通所給付費等が減算となります。

□個別支援計画が作成されていない

□見直しが行われていない

□作成に係る一連の業務が適切に行われていない

※R元年度減算事例

　・児童発達支援管理責任者の欠如のため計画が作成されていない事例

　・6月を過ぎて見直しが行われていない事例

〇基準省令より

　・計画作成

　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

・計画の見直し

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

**（３）目的**

　・障害児の意思や人格を尊重して、利用児のニーズに合った支援の提供を行い、生活の質の向上を図るために作成する。

支援の基であり、障害児及び保護者の意向、総合的な支援方針、生活の質の向上のための課題、目標と達成時期、留意事項が記載されています。

計画に基づいた支援を行いましょう！そして必ず評価しましょう！

**（４）児童発達支援計画作成の流れと留意点**

